

令和7年7月1日(火) 申込受付開始！

清瀬市防犯機器等購入緊急補助金

制度概要

「闇バイト」等による強盗や空き巣などの防止対策として、ご自宅に設置する防犯カメラ等の防犯機器の購入費等の一部を清瀬市が補助します。

対象

清瀬市に居住し、住民登録をしている世帯。

※申込は1世帯につき1回限りです。

対象物件

一戸建て住宅および共同住宅の専有部分(賃貸住宅を含む)。

※現に居住している住宅に限ります。

補助金額

購入・設置金額(税込)の2分の1(最大2万円を補助)。

※補助金額の1000円未満の端数は切り捨てです。

申込期間

令和7年7月1日から令和8年1月30日まで

※申込額が予算の上限に達した場合は、期間途中で受付を終了する場合があります。

対象となる防犯機器 や 申込方法 などは **裏面** をご覧ください 

清瀬市総務部防災防犯課

電話 042-497-1848 FAX 042-492-2415

対象となる防犯機器

- 防犯カメラ
- カメラ付きインターホン
- 防犯フィルム
- 面格子
- 人感センサー・センサーライト
- 防犯性能の高い錠・補助錠
- サムターンカバー・ロックカバー

- 防犯砂利
- センサー付きアラーム
- ダミーカメラ

※譲渡品、リース品、個人間売買・オークション・フリマアプリ(サイト)での購入品は対象外です。

※上記以外の防犯機器等を購入希望の場合は購入される前に防災防犯課までご連絡ください。(電話 042-497-1848)

申込方法

窓口

申込書、請求書に必要事項を記入の上、下記添付書類①～⑤をあわせて下記提出先までご提出ください。

【提出先】

清瀬市役所 総務部防災防犯課
(庁舎 3 階)

※申込書及び請求書は、窓口で配布しております。
※清瀬市ホームページからもダウンロードできます。

郵送

申込書、請求書に必要事項を記入の上、下記添付書類①～⑤をあわせて下記あて先までご郵送ください。

【あて先】

〒204-8511
清瀬市中里 5 丁目 842 番地
総務部防災防犯課防犯担当 宛

添付書類

- ① 防犯機器の製品名、設置工事等の内容、購入日又は施行日、支払金額、領収年月日等が記載された領収書等の写し
- ② 申込者の本人確認書類(氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書)の写し
- ③ 施工後又は設置後の写真
- ④ 防犯カメラ設置の場合は、設置箇所及び撮影範囲がわかる図面または、写真
- ⑤ 口座情報が確認できる書類(通帳、キャッシュカード等)の写し

その他の注意事項

- 購入した防犯機器等を共同住宅・賃貸住宅に設置する場合は、所有者等から設置に関する同意を得てください。
- 設置費用を請求できるのは、専門業者が設置を行った場合に限りです。
- カメラ機能のある防犯機器を購入・設置する場合は、①設置場所・撮影範囲が住宅等の敷地内であること、②やむを得ず敷地外が撮影範囲に入る場合は、近隣住民等のプライバシー保護に配慮し、撮影範囲内の住宅等の使用者に同意を得ること、③画像データを適正に管理することが必要です。